

令和4年10月1日

組合員様各位

東京消防信用組合

Q t a カードローンにおける契約規定等の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当組合では令和4年10月1日からQ t a カードローンの契約規定等の一部を改定させていただきます。

同規定改定後は、組合員様の新規取引開始時に加え、改定前よりお取引いただいている組合員様に対しても適用されます。

1. 規定の改定内容

Q t a カードローン契約規定の第10条に定められている「即時支払の事由」にある「相続の開始があったとき。」を削除いたします。

2. 改定内容の詳細

条項	削除項目
第10条	カードローン契約規定 (即時支払) 1. 申込者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、信用組合から通知、催告等がなくても貸越元利金は弁済期が到来するものとし、直ちに弁済します。尚この場合、信用組合からの通知なしに直ちに本契約を解除されても異議はありません。 (1) 第6条に定める返済を遅延し、次の返済日にいたる返済をしなかったとき。 (2) 支払の停止又は破産、民事再生手続き開始の申し立てがあったとき。 (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 (4) 申込者の預金その他の信用組合に対する債権について仮差押、保全差押又は、差押の命令、通知が発送されたとき。 (5) 住所変更届出を怠るなどにより、信用組合において申込者の所在が不明になったとき。 (6) 相続の開始があったとき。 (7) 東京消防庁を退職したとき、または組合員たる資格を喪失したとき。